



令和6年12月23日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（12月17日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（12月17日付）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 はにゅうだ よしまさ 羽生田 善将 (登録番号 第 291415 号)

① 処分の内容

令和 7 年 6 月 1 日から業務停止 3 月

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物について、亀山建築設計事務所（岐阜県知事登録第 8662 号）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条の規定に抵触する既存の塀の撤去等が行われていないことを認識していたにもかかわらず、虚偽（完了検査申請書において、第四面の敷地の形状、高さ、衛生及び安全の項目について、照合結果の欄を「適」とし、第一面において、「第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。」と記載したこと）の完了検査を申請した。

また、同建築物について、工事監理者として、必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事（壁の外装工事又は内装工事）が行われることを容認した。

2 こじま ゆういち 小島 雄一 (登録番号 第 305796 号)

① 処分の内容

令和 7 年 6 月 1 日から業務停止 1 月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物について、建築工房クローバー株式会社一級建築士事務所（神奈川県知事登録第 17714 号）の業務に関し、虚偽の確認済証を作成し、その写しを建築物の工事施工者に渡した。

また、代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けていないことを認識していたにもかかわらず、虚偽の確認済証の写しを建築物の工事施工者に渡し、無確認で工事が行われることを容認した。

以上